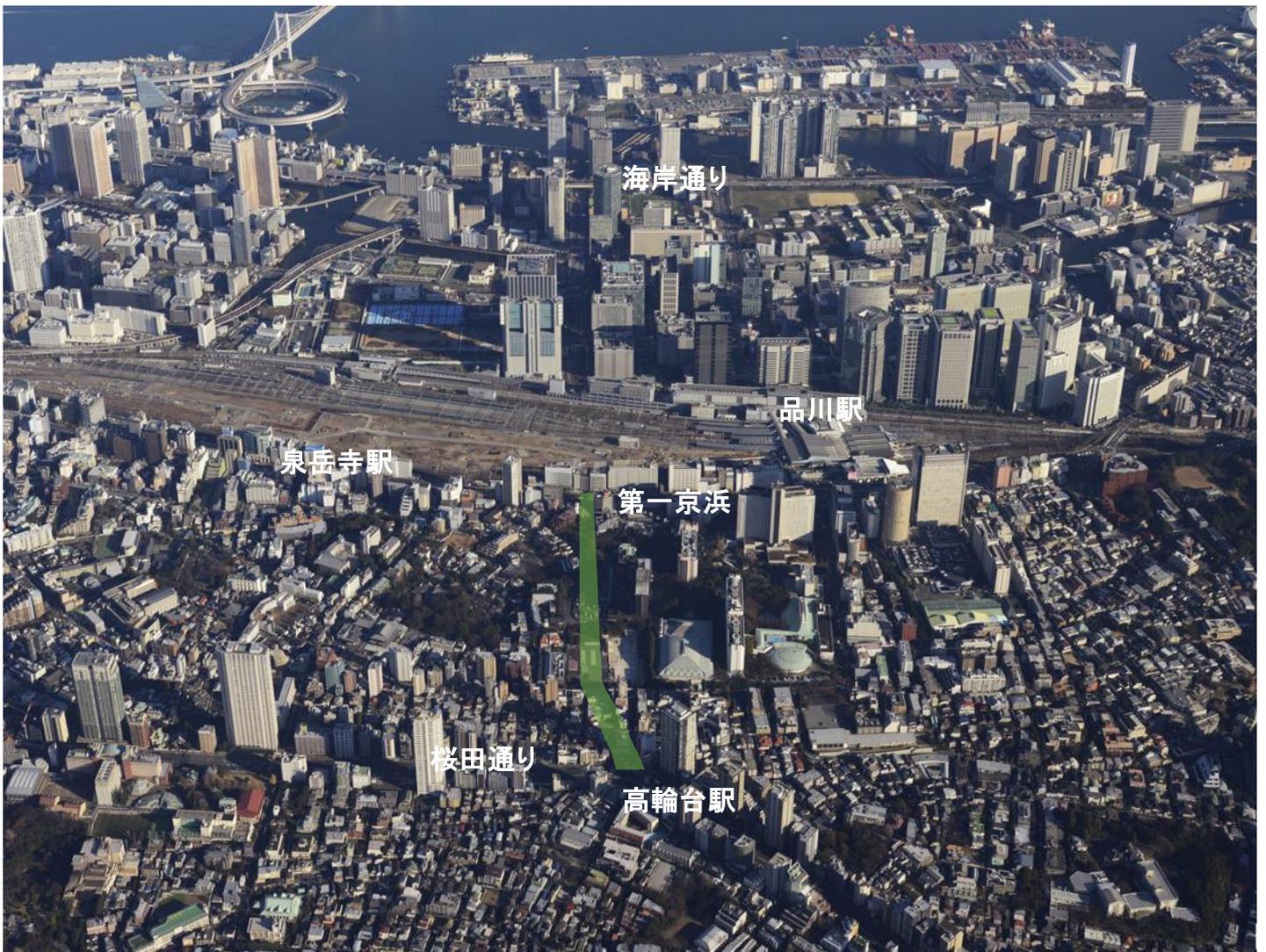


環状第4号線（高輪区間） の測量及び事業の進め方 について

東京都市
計画道路

桜田通り～第一京浜間



※この計画範囲は、航空写真の上に置いたイメージです。実際の位置は今後、検討していきます。

計画概要

環状第4号線

環状第4号線は、港区高輪三丁目から江東区新砂三丁目に至る延長約28.8kmの都市計画道路であり、都市の骨格を形成する区部環状方向の幹線道路の一つとして放射方向の幹線道路と連絡し、都心に集中する交通を分散するなど重要な役割を担っています。

また、品川駅周辺地区は、羽田空港と近接し、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2027年のリニア中央新幹線の開業（予定）を見据え、更なる拠点性の強化が期待されています。

このため、東京都は、平成26年9月に「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014」を策定し、その中で拠点性を高める道路ネットワークの1つとして、環状第4号線を整備・延伸することとしました。

また、平成29年3月には東京都市計画道路幹線街路環状第4号線（港区港南三丁目～同区白金台三丁目間）について、都市計画変更素案（複数案）及び特例環境配慮書の説明会を行い、現在、都市計画法及び環境影響評価条例に基づく手続きを進めております。

このうち、桜田通り～第一京浜間（以下、「環状第4号線（高輪区間）」という。）については、早期事業化に向け、具体的な検討を深めるとともに、現況測量等、道路整備に向けた準備を行なっています。

■ 環状第4号線の全体図



■ 位置図



環状第4号線の目的

体系的な道路ネットワークの形成

- 都市の骨格を形成する区部環状方向の幹線道路の一つであり、都心に集中する交通を分散化

品川駅・田町駅周辺のまちづくりへの寄与

- 「国際交流拠点・品川」におけるビジネス、観光などの多様な交流を促進

交通の円滑化と安全で快適な歩行者・自転車通行空間の創出

- 生活道路に流入する通過交通が減少し、身近な道路の安全性が向上
- 歩行者、自転車、自動車の通行空間を分離し、安全で快適な歩行者・自転車通行空間が確保



歩行空間と自転車通行空間の整備イメージ

地域における防災性の向上

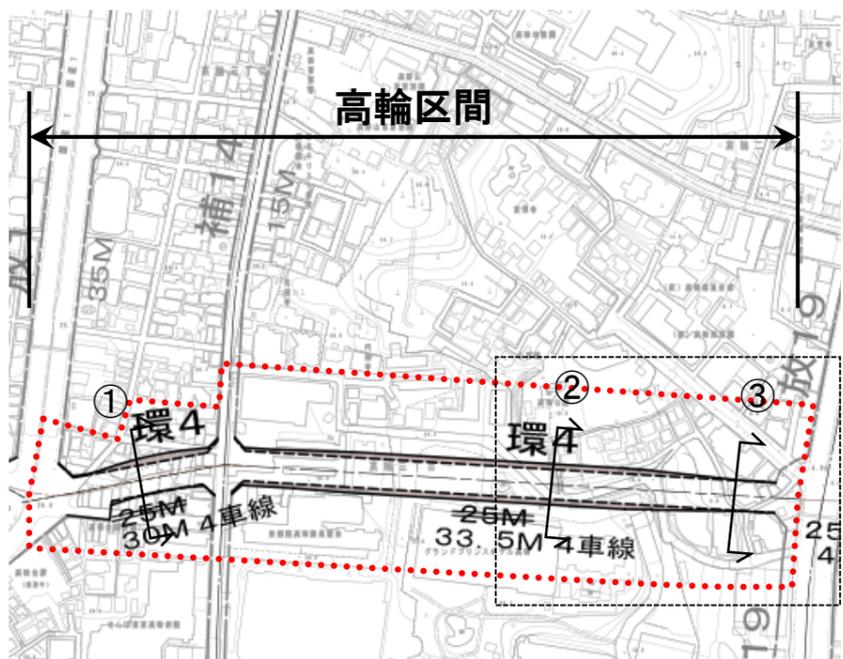
- 緊急車両の速達性が向上
- 火災の延焼拡大を防ぐ延焼遮断帯が形成
- 電線類を地中化することにより、災害時の道路閉塞を防止
- 安全な避難経路や救援物資の輸送路が確保



電線類の地中化イメージ

環状第4号線(高輪区間) 概要図

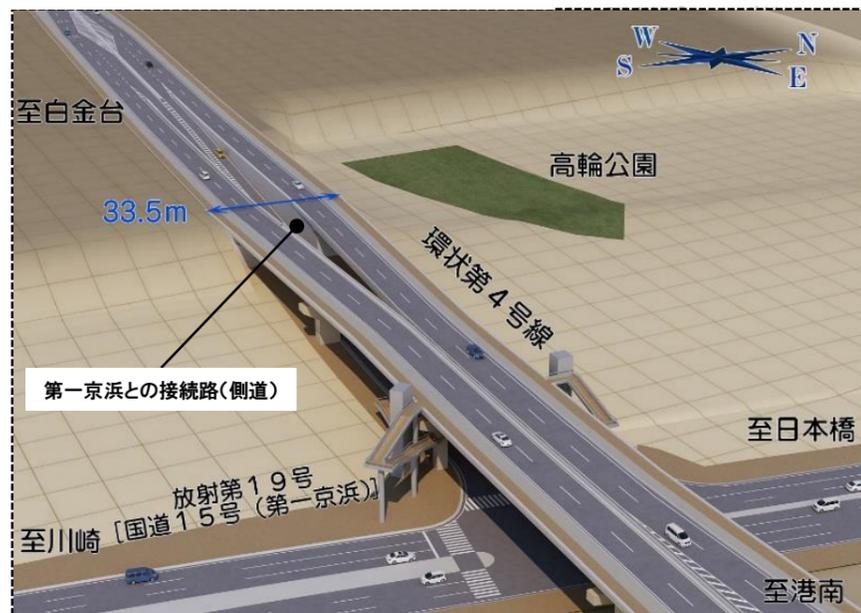
<平面図>



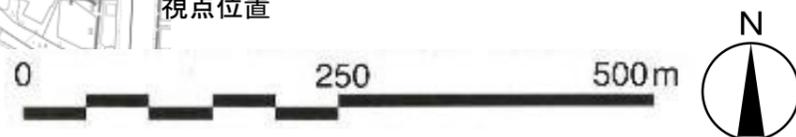
凡 例	
	計画変更新線
	既定計画線
	現況測量範囲
	※用地測量範囲は、実施前に別途お知らせします

※この地図は、国土地理院長の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1/2,500)を使用(28都市基交第397号)して作成したものです。無断複製を禁じます。
 ※この図面は平成24年度に実施した航空測量を基に作成されているため、現在の土地利用が反映されていない部分があります。
 ※現況測量範囲は、現場の状況により実際の測量範囲と異なる場合があります。

<イメージ図(第一京浜交差点)>

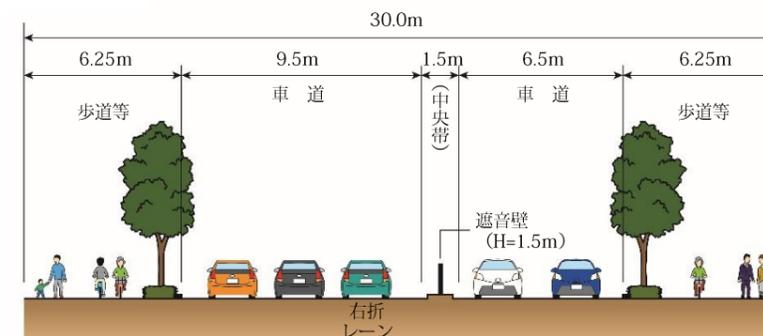


イメージ図の
視点位置

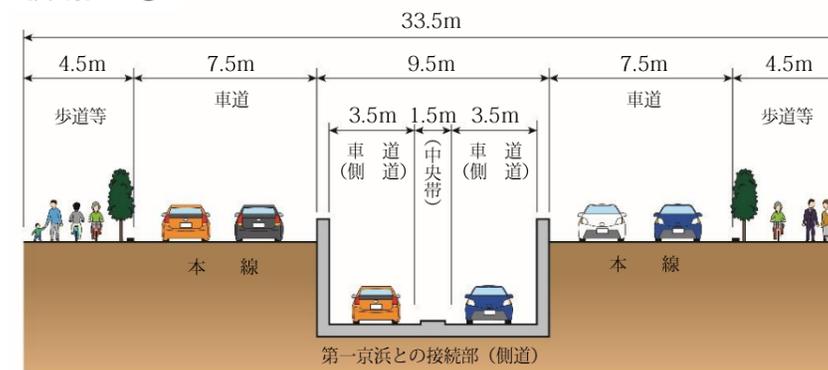


<横断面図>

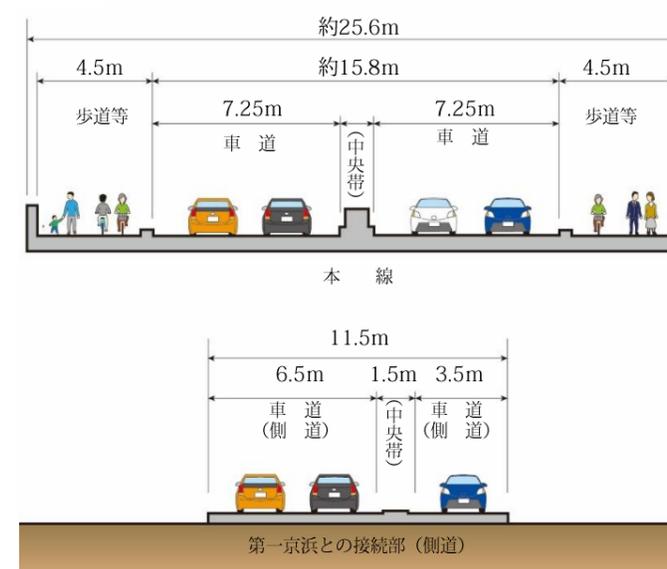
横断面図 ①



横断面図 ②

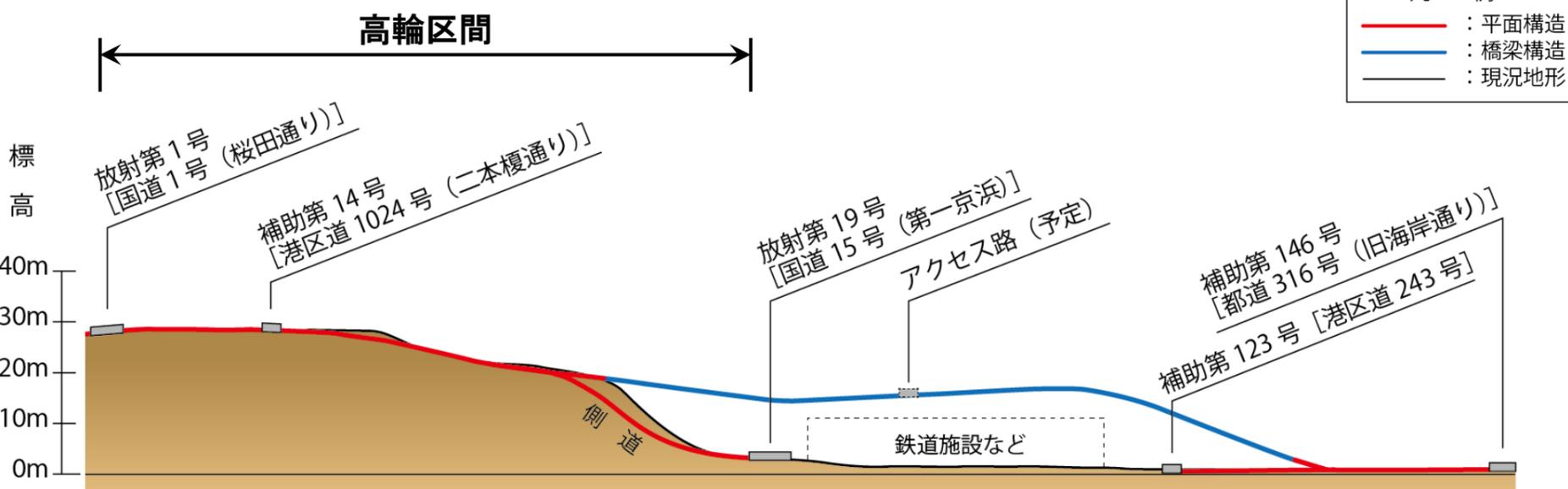


横断面図 ③



※幅員構成、整備形態については、今後関係機関との調整等により、変更となる場合があります。

<縦断面図>



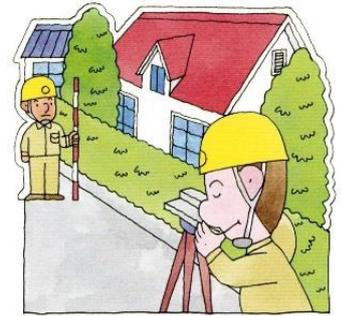
凡 例	
	: 平面構造
	: 橋梁構造
	: 現況地形

測量の概要

現況測量とは

【建設局が実施します】

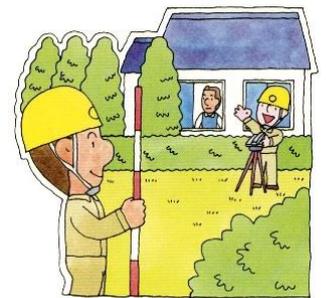
- 都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀および道路等の形状を調査し、現況の地形を表す平面図を作成します。
- 出来上がった図面に道路の都市計画線を書き入れて、計画道路の位置を明らかにします。
- 隣接する土地所有者等との立会いは不要です。



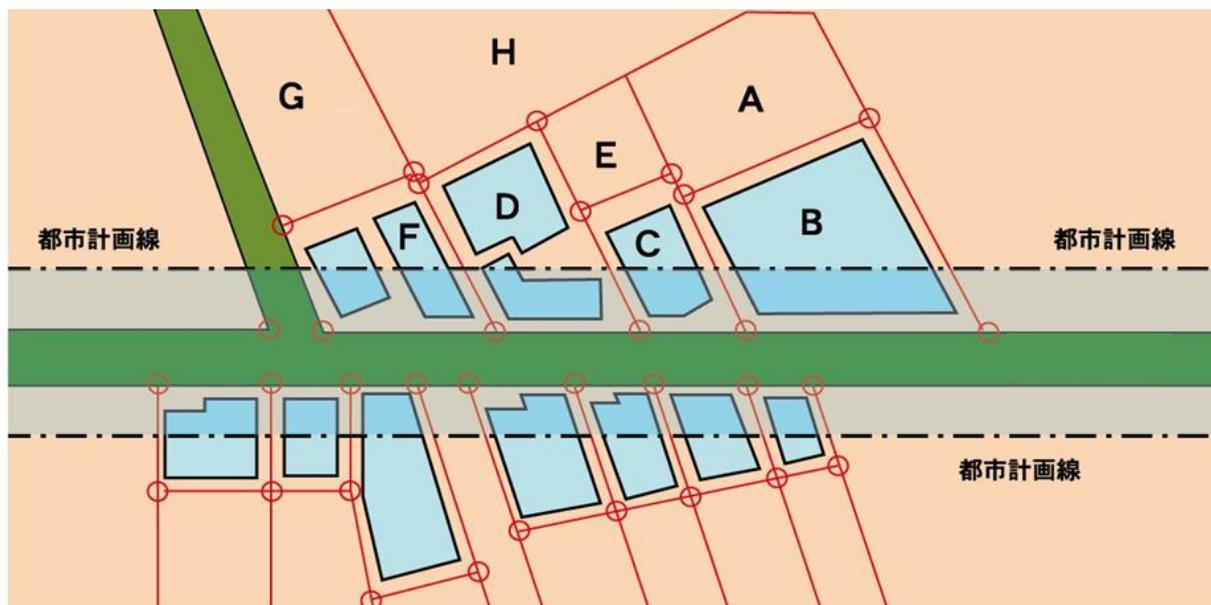
用地測量とは

【都市整備局が実施します】

- 都市計画道路に係る土地について、現地において関係権利者の立会いのうえ、隣接する土地との境界線を調査・確認します。
- 境界確認に基づき、一筆ごとに土地の測量を行い、用地取得に必要な面積の算出及び図面の作成を行います。
- 下記の事例で、Cさんの用地買収を行う場合はBさんとDさんだけでなく、AさんやEさんにも境界を確認するために立会いをお願いすることになります。
- また、一筆の土地に異なる利用形態及び権利があるときは、利用形態や権利ごとに確認を行います。
- そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している場合は、公私境界についても確認をお願いします。



境界確認の事例



○ 境界点(立会いをお願いする点)

— 境界(筆界)

事業の進め方

一般的な都市計画道路の事業実施にあたっては、東京都が、事業区域内に土地・建物を所有している等の権利者の方を対象に、用地説明会や物件等の調査・土地評価を行った後、権利者の方と個別に協議および売買契約を結び用地取得を行います。その後、用地取得が進み、一定の用地がまとまった箇所から工事に着手します。

環状第4号線（高輪区間）の用地取得にあたっては、東京都が直接土地の売買契約を結び用地買収方式だけでなく、関係権利者の方々の意見等を伺いながら、都有地等との交換を含む移転手法も取り入れた手法の可能性を検討していきます。

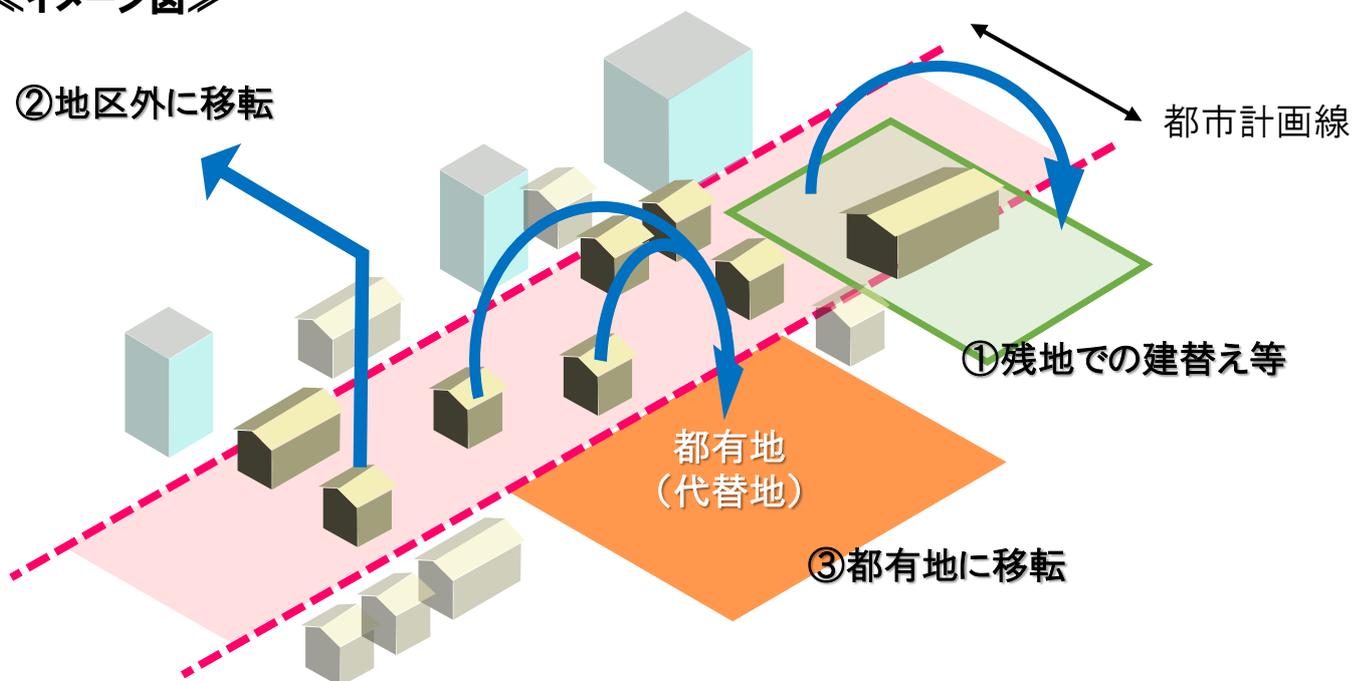
なお、今回の用地取得においては、高輪三丁目地内の衆議院議員宿舎跡地約9,300㎡(道路予定区域を除く)を、環状第4号線整備により移転が必要となる地権者の代替地として活用する方針です。具体的な活用方法については、関係権利者等の意見等を伺いながら、共同化等も含め検討します。

■ 用地取得に伴う生活再建のイメージ

下記の生活再建方法を主として、移転が必要となる権利者の方のご意向を伺いながら、事業を進めていきます。

- ①用地買収後の残った土地で建替え等
- ②地区外に移転
- ③代替地として都有地に移転

《イメージ図》



※ 都有地は環状第4号線の高輪区間以外の区間の代替地としても使用します。

※ 代替地とは、公共事業の施行に伴い、移転先の土地が必要な地権者に提供するための土地をいいます。

事業の流れ

都市計画の流れ

都市計画変更素案
(複数案)の説明会

都市計画変更案の公告・縦覧

都市計画審議会

都市計画決定・告示

平成29年3月 同時開催

本日

環状第4号線（高輪区間）の測量
及び事業の進め方に関する説明会

現況測量

用地測量

環境影響評価の流れ

特例環境配慮書
の説明会

意見書 →

見解書の公示・縦覧

都民の意見を聴く会

環境影響評価
審議会 →

計画策定（1案に絞込み）

環境影響評価書

環境影響評価書の公示・縦覧

都市計画事業認可

用地説明会

物件等の調査・土地評価

用地取得・補償等

工事説明

工事着手

事業完了

※おおよその流れを
示したものです

お問合せ

(事業及び用地測量に関すること)

東京都都市整備局市街地整備部企画課 TEL 03-5320-5119 (直通)

(現況測量に関すること)

東京都建設局第一建設事務所工事課 TEL 03-3542-1299 (直通)